（証券コード 8515）
平成28年６月６日

株　主　各　位

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1
アイフル株式会社
代表取締役社長　福　田　吉　孝

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしインターネット等によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成28年６月27日（月曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年６月28日（火曜日）午前10時
2. **場　　所**　京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1
　当会社　本社３階ホール
　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**
　報告事項１　第39期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　２　第39期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　第１号議案　取締役（監査等委員であるものを除く）８名選任の件
　第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
　第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

後記（57頁）のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧のうえ、平成28年６月27日（月曜日）午後６時までにご行使ください。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（アドレス　https://www.ir-aiful.com/japanese/shareholder05.html）において掲載することによりお知らせいたします。

添付書類

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況

1.　事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の積極的な経済政策や円安などを背景に、企業収益や雇用環境の改善傾向が続いたものの、中国を始めとする新興国経済の減速や米国の利上げによる為替への影響などにより、先行きは不透明な状況となっております。

消費者金融業界におきましては、大手各社の積極的な広告展開などにより新規成約件数は引き続き好調に推移しており、また、営業貸付金残高においても同様であり着実に回復しております。

一方、業界最大の事業リスクである利息返還請求については、ピーク時からは着実に減少しているものの、足元ではほぼ横ばいで推移しており、未だ不透明感が続いております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、最大の経営課題である利息返還請求へ対応しつつ、新規成約件数および営業貸付金残高の増加に努めるなど、グループ全体で収益基盤の強化に向け積極的に取り組んでおります。

また、平成27年８月には平成26年７月より継続していただいておりました金融支援が終了し、今後の財務基盤の強化に向け、更なる事業効率の向上や資金調達の多様化に努めております。

今後におきましても、利息返還請求へ対応しつつ、より一層の新規成約件数および営業貸付金残高の増加や債権ポートフォリオの良質化に努め、トップラインの増加を目指すとともに、引き続きグループ全体での事業効率の向上を図ってまいります。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

（アイフル株式会社）

〔ローン事業〕

無担保ローンにつきましては、テレビやＷＥＢを中心とした効果的な広告宣伝に加え、無人店舗の積極的な展開や営業時間の延長などによる利便性の向上に取り組み、新規成約件数および営業貸付金残高の増加や優良債権の積み上げによる債権ポートフォリオの良質化に努めております。

当連結会計年度における当社の無担保ローン新規成約件数は18万件（前期比18.0％増）、成約率は46.5％（前期比1.5ポイント増）となりました。

その結果、当連結会計年度末における無担保ローンの営業貸付金残高は262,655百万円（前期末比14.5％増）、有担保ローンの営業貸付金残高は21,839百万円（前期末比25.4％減）、事業者ローンの営業貸付金残高は5,070百万円（前期末比13.9％減）、ローン事業全体の営業貸付金残高は289,565百万円（前期末比9.5％増）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金32,645百万円が含まれております。）。

〔信用保証事業〕

信用保証事業につきましては、個人および事業者の与信ノウハウや独立系の強みを活かし、保証提携先拡大に向けた営業ならびに新商品の提案・販売促進支援に取り組み、保証残高の拡大に努めております。

その結果、当連結会計年度末における個人向け無担保ローン保証先は84社、支払承諾見返残高は55,675百万円（前期末比0.1％減）となりました。また、事業者向け無担保ローン保証先は97社、支払承諾見返残高は34,780百万円（前期末比1.1％増）となりました。

なお、事業者向け無担保ローンの支払承諾見返残高のうち26,232百万円はビジネクスト株式会社への保証によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度における当社の営業収益は55,120百万円（前期比0.4％増）、営業利益は3,700百万円（前期は44,244百万円の営業損失）、経常利益は5,012百万円（前期は42,500百万円の経常損失）、当期純利益は5,281百万円（前期は41,434百万円の当期純損失）となりました。

（ライフカード株式会社）

〔包括信用購入あっせん事業〕

包括信用購入あっせん事業につきましては、アフィリエイト広告の積極展開や新たなタイアップカードの会員募集などにより新規入会申込の拡大に取り組むとともに、利用限度額の増額を推進するなど、入会や利用促進に向けて取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における取扱高は629,301百万円（前期比12.7％増）、包括信用購入あっせん事業に係る割賦売掛金残高は88,965百万円（前期末比7.8％増）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった割賦売掛金964百万円が含まれております。）。

〔カードキャッシング事業〕

カードキャッシング事業における、当連結会計年度末における営業貸付金残高は30,991百万円（前期末比0.8％減）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金1,799百万円が含まれております。）。

〔信用保証事業〕

信用保証事業につきましては、個人および事業者の与信ノウハウや独立系の強みを活かし、保証提携先拡大に向けた営業ならびに新商品の提案・販売促進支援に取り組み、保証残高の拡大に努めております。

その結果、当連結会計年度末における個人向け無担保ローン保証先は156社、支払承諾見返残高は20,433百万円（前期末比1.8％減）となり、事業者向け無担保ローン保証先は31社、支払承諾見返残高は744百万円（前期末比36.3％増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるライフカード株式会社の営業収益は28,347百万円（前期比3.8％増）、営業利益は1,102百万円（前期比32.8％減）、経常利益は1,140百万円（前期比75.3％減）、当期純利益は1,858百万円（前期比47.3％減）となりました。

（その他）

当連結会計年度における報告セグメントに含まれない連結子会社３社（ビジネクスト株式会社、アストライ債権回収株式会社、ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社）の営業収益は4,701百万円（前期比3.8％増）、営業利益は624百万円（前期比22.1％減）、経常利益は730百万円（前期比17.7％減）、当期純利益は657百万円（前期比28.4％減）となりました。

なお、平成28年４月１日付でニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社は、ＡＧキャピタル株式会社へ商号を変更いたしました。

（業績の概況）

当連結会計年度における当社グループの営業収益は87,708百万円（前期比1.6％増）となりました。その主な内訳といたしましては、営業貸付金利息が44,255百万円（前期比1.1％増）、包括信用購入あっせん収益が14,591百万円（前期比7.7％増）、信用保証収益が12,491百万円（前期比9.7％増）、買取債権回収高が2,142百万円（前期比0.3％増）、償却債権回収額が6,021百万円（前期比22.2％減）となっております。

営業費用につきましては、81,032百万円（前期比35.6％減）となりました。その主な要因といたしましては、利息返還損失引当金繰入額が2,897百万円（前期比95.5％減）となったことなどによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの営業利益は6,676百万円（前期は39,562百万円の営業損失）となり、経常利益は6,860百万円（前期は36,498百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,044百万円（前期は36,499百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は2,972百万円であります。その主な内容は、当社における新規出店関連に490百万円、当社およびライフカード株式会社におけるシステム関連として、営業系システムにおけるサーバおよび端末更改293百万円、債権管理システム更改594百万円、新カードシステム構築419百万円、ＷＥＢシステム更改211百万円であります。

3. 資金調達の状況

当社グループは、平成26年７月10日に終了した事業再生計画の借入金の残存債務52,700百万円について弁済スケジュールを変更し、金融支援を継続していただいておりましたが、平成27年８月25日付「金融支援の対象債権に係る債務の完済及び金融支援の終了に関するお知らせ」に記載のとおり、同日、金融機関からの新たな借入れにより完済し、金融支援が終了しております。また、シンジケートローン、流動化手法による調達など、調達の多様化と調達基盤の拡充に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度末における短期借入金残高は67,990百万円（前期比32.1％増）、長期借入金残高は149,670百万円（前期比23.0％増）、社債残高は31,400百万円（前期比41.6％減）となり、資金調達残高は前期比9.7％増の249,060百万円となりました。

4. 対処すべき課題

当社グループは、平成26年７月10日に終了した事業再生計画の借入金の残存債務52,700百万円について弁済スケジュールを変更し、金融支援を継続していただいておりましたが、平成27年８月25日付「金融支援の対象債権に係る債務の完済及び金融支援の終了に関するお知らせ」に記載のとおり、同日、金融機関からの新たな借入れにより完済し、金融支援が終了しております。

今後におきましても、利息返還請求へ対応しつつ、より一層の新規成約件数および営業貸付金残高の増加や債権ポートフォリオの良質化に努め、トップラインの増加を目指すとともに、引き続きグループ全体での事業効率の向上を図ってまいります。

また、当社グループは今後の財務基盤の強化に向け、資金調達の多様化に努めるほか、経営環境の変化に的確に対処すべく、社内規程や内部管理態勢の強化など、コンプライアンス態勢の充実に努めてまいります。

5. 企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第 36 期 (平成25年３月期)	第 37 期 (平成26年３月期)	第 38 期 (平成27年３月期)	第 39 期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
営業貸付金（百万円）	390,635	348,010	350,017	376,224
顧客口座数（口座）	887,662	817,039	824,342	861,471
営業収益（百万円）	99,619	91,858	86,352	87,708
経常利益または経常損失（△）（百万円）	17,646	24,752	△36,498	6,860
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	22,705	30,461	△36,499	7,044
１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）（円）	47.21	63.34	△75.74	14.59
潜在株式調整後１株当たり当期純利益（円）	47.02	63.00	―	14.57
総資産（百万円）	607,181	577,339	560,323	567,514
純資産（百万円）	105,008	133,541	97,475	104,250

（注）1. 営業貸付金には、債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金（第36期は－百万円、第37期は26,860百万円、第38期は62,367百万円、第39期は60,677百万円）を含めて記載しております。

2. 当社は、平成25年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、第36期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、「１株当たり当期純利益」および「潜在株式調整後１株当たり当期純利益」を算定しております。

6. 重要な子会社の状況(平成28年３月31日現在)

(1) 重要な子会社の状況

名　　称	資本金（百万円）	議決権比率（%）	主 要 な 事 業 内 容
ライフカード株式会社	100	100.00	信販事業・信用保証事業
ビジネクスト株式会社	100	100.00	事業者金融事業
アストライ債権回収株式会社	600	100.00	債権管理回収事業
ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社	10	100.00	ベンチャーキャピタル事業

（注）1. ビジネクスト株式会社の株式は、ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社を通じての間接所有となっております。
2. 平成28年４月１日付でニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社は、ＡＧキャピタル株式会社へ商号を変更しております。

(2) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

事　業　区　分		主　要　な　事　業　内　容
金融事業	消費者金融事業	一般消費者への小口資金の無担保融資事業
	不動産担保金融事業	不動産を担保とする融資事業
	事業者金融事業	事業を行う個人経営者を中心とする融資事業
	信販事業	包括信用購入あっせん事業
	信用保証事業	金融機関等が実施する融資の信用保証事業
	債権管理回収事業	各種債権の管理・回収事業
その他	ベンチャーキャピタル事業	ベンチャー企業の開拓、投資、育成支援事業

8. 主要な営業所（平成28年３月31日現在）

当　社	本　社	京都市下京区
	東京支社	東京都港区
	コンタクトセンター西日本	滋賀県草津市
ライフカード株式会社	本　社	横浜市青葉区
	東京事務所	東京都港区

9. 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

(1) 企業集団の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
1,433名（1,048名）	83名増　（91名増）

（注）1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には、外書きしております臨時従業員1,048名は含まれておりません。

(2) 当社の状況

従　業　員　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
955名	52名増	40.39歳	13年１ヵ月

（注）従業員数には、出向者および臨時従業員は含まれておりません。

10. 主要な借入先（平成28年３月31日現在）

(1) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入額（百万円）
三井住友信託銀行株式会社	67,675
株式会社青山キャピタル	47,690
株式会社あおぞら銀行	23,495
近畿産業信用組合	10,300
株式会社東京スター銀行	7,959

（注）1. 三井住友信託銀行株式会社、株式会社あおぞら銀行、近畿産業信用組合からの借入額には、三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローンによる借入額が一部含まれております。
2. 三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローンは以下の通りです。
シンジケートローン（19,000百万円）金融機関２社
シンジケートローン（33,250百万円）金融機関２社
シンジケートローン（10,900百万円）金融機関９社
シンジケートローン（15,000百万円）金融機関７社
3. 上記以外に債権の流動化により、40,000百万円の資金調達を行っております。

(2) 当社の主要な借入先

借入先	借入額（百万円）
三井住友信託銀行株式会社	45,775
株式会社あおぞら銀行	23,495
株式会社東京スター銀行	7,959
株式会社東日本銀行	2,000
株式会社愛媛銀行	1,832

（注）1. 三井住友信託銀行株式会社、株式会社あおぞら銀行からの借入額には、三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローンによる借入額が一部含まれております。
2. 株式会社東日本銀行からの借入額は、三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローンによるものです。
3. 三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローンは以下の通りです。
シンジケートローン（19,000百万円）金融機関２社
シンジケートローン（33,250百万円）金融機関２社
シンジケートローン（10,900百万円）金融機関９社
4. 上記以外に債権の流動化により、40,000百万円の資金調達を行っております。

Ⅱ. 会社の現況

1. 株式の状況（平成28年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　普通株式　1,136,280,000株

(2) **発行済株式の総数**　483,794,536株

（うち自己株式　916,890株）

(3) **株主数**　39,622名

(4) **大株主（上位10名）**

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社ＡＭＧ	94,814	19.64
福田光秀	62,155	12.87
株式会社丸高	24,543	5.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,663	3.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,231	2.95
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 500 HKMPF 10PCT POOL	10,666	2.21
ＭＳＣＯ　ＣＵＳＴＯＭＥＲ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	5,003	1.04
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	4,005	0.83
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	3,547	0.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	3,438	0.71

（注）持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

2. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

平成27年６月15日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額　払込を要しない

② 新株予約権の行使価額　１個につき20,350円

③ 新株予約権の行使条件

ⅰ．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の役員または従業員の地位を保有していることを要するものとする。ただし、従業員が定年で退職した場合には、この限りではないものとする。

ⅱ．新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めないものとする。

ⅲ．その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

④ 新株予約権の行使期間　平成29年７月１日から平成31年６月30日まで

⑤ 当社従業員等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	交付者数
当社従業員	31,017個	普通株式1,550,850株	1,352人
子会社の役員および従業員	660個	普通株式33,000株	31人

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の氏名等（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	福田吉孝	社長執行役員　リスク管理委員会委員長兼内部監査部担当 ライフカード株式会社　代表取締役会長
代表取締役	佐藤正之	専務執行役員　経営企画本部長兼人事部担当 あんしん保証株式会社　取締役
取締役	涌田暢之	常務執行役員　コンプライアンス委員会委員長 兼経理本部長兼情報システム部担当兼コンプライアンス部兼総務部兼与信総括部管掌
取締役	尾石和光	常務執行役員　管理本部長兼保証事業１部兼保証事業２部担当 アストライ債権回収株式会社　代表取締役社長
取締役	中川次夫	常務執行役員　営業本部長
取締役	福田光秀	常務執行役員 ビジネクスト株式会社　代表取締役社長
取締役	田中善明	執行役員　経営企画部担当兼経営企画部長
取締役	植村浩至	執行役員　財務部担当
取締役(監査等委員)	日高正信	ライフカード株式会社　監査役 株式会社メディア工房　社外取締役
取締役(監査等委員)	小林稔	ライフカード株式会社　監査役
取締役(監査等委員)	鈴木治一	植松・鈴木法律事務所　所長弁護士 京都機械工具株式会社　社外監査役

（注）1. 平成27年６月23日開催の第38回定時株主総会における決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 監査等委員である取締役のうち、日高正信氏、鈴木治一氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である取締役の日高正信氏は、国税庁で税務に関する職務に携わった経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 株式会社メディア工房と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 植松・鈴木法律事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 京都機械工具株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
7. 監査等の環境の整備および社内の情報の収集に努めるため、日高正信氏、小林稔氏を常勤の監査等委員として選定しております。

8．当事業年度末日後に取締役の担当および重要な兼職を次のとおり変更しております。

氏　　名	担当および重要な兼職の状況	異動年月日
佐藤　正之	専務執行役員　経営企画本部長兼人事部管掌 あんしん保証株式会社　取締役	平成28年４月１日
涌田　暢之	常務執行役員	平成28年４月１日
尾石　和光	常務執行役員　コンプライアンス委員会委員長兼管理本部長兼経理本部長兼情報システム開発部兼情報システム運用部兼コンプライアンス部兼総務部兼与信総括部管掌	平成28年４月１日
中川　次夫	常務執行役員　営業本部長兼マーケティング部管掌	平成28年４月１日
福田　光秀	常務執行役員　保証事業１部兼保証事業２部担当 アストライ債権回収株式会社　代表取締役社長 ビジネクスト株式会社　代表取締役社長	平成28年４月１日
植村　浩至	執行役員　財務部管掌	平成28年４月１日
小林　稔	―	平成28年４月１日

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役の氏名等

退任時の会社における地位	氏　　名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任日
取　締　役	森脇　敏和	常務執行役員	平成27年４月30日
監　査　役	長澤　正範	長澤法律事務所　弁護士	平成27年６月23日

（注）取締役森脇敏和氏は、辞任による退任であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と、監査等委員である社外取締役鈴木治一氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

同氏は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）
取締役（監査等委員を除く）	8	126
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 （2）	25 (17)
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	8 (5)
合　　計	14	160

（注）1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役および監査役を含めております。なお、当社は、平成27年６月23日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役（監査等委員を除く）報酬等の決定方針については取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬等の決定方針については監査等委員の協議によって決定しております。
役員報酬等については、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念のもと、役割発揮に対する対価として機能させるほか、中長期的な会社業績向上および企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能させることを方針としております。この方針のもと、以下の報酬体系としております。
・取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬体系は、基本報酬(固定額)と業績連動報酬(変動額)からなり、報酬ランクごとに報酬テーブルを定めています。基本報酬は報酬ランクに基づく金額を、業績連動報酬は報酬ランクの基準額に対し各取締役の評価に基づく評価乗率および会社業績乗率から算出することとしております。また、基本報酬の一定割合を自社株取得型報酬として役員持株会に拠出し、取得した当社株式は在任期間中保有することで報酬と株価との連動性を高めております。これらにより、株価上昇および業績向上に対する意欲を高め、企業価値の増大を図ることとしております。
・監査等委員である取締役の報酬体系は、その独立性の観点から業績等による変動は行わず、基本報酬のみを支給することとしております。
・経営環境および業績の状況等を踏まえ、必要に応じて報酬体系・報酬水準の見直しを図ることとしております。

3. 定時株主総会の決議（平成27年６月23日）による取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、年額500百万円であります。

4. 定時株主総会の決議（平成27年６月23日）による監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額80百万円であります。

5. 定時株主総会の決議（平成14年６月26日）による監査役の報酬限度額は、年額80百万円であります。

6. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）は８名、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役は２名）であります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

監査等委員である取締役日高正信氏は就任後開催された22回の取締役会の全てに、監査等委員である取締役鈴木治一氏は就任後開催された22回の取締役会のうち19回に出席し、監査等委員である両取締役とも適宜意見を述べております。また両氏は、当事業年度に開催された全10回の監査等委員会の全てに出席し、監査等委員である両取締役ともに監査に関する重要事項の協議等を行っております。

なお、監査等委員会設置会社移行前において、監査役日高正信氏は開催された９回の取締役会の全てに、監査役長澤正範氏は開催された９回の取締役会のうち８回に出席し、両監査役とも必要があると認めたときは意見を述べております。また両氏は、当事業年度に開催された全５回の監査役会の全てに出席し、両監査役とも監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	91

（注）1. 当社の子会社のうち、アストライ債権回収株式会社につきましては、ひびき監査法人が会計監査人となっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が、会社法第340条第１項各号に該当すると認められる場合には、監査等委員会による協議を経て、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される定時株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる相当の事由が生じた場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(4) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につき、取締役会において次のとおり決議いたしております。

内部統制全般に係る基本的な考え方

アイフルグループは、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレートガバナンスの重要な目的と認識している。

アイフルは、上記の理念・目的の確実な達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等アイフルグループを取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行う。

① 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・法令および定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針・社内規程等を定め、当該社内規程等に則り各取締役および各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。

・コンプライアンス体制の整備および法令違反の未然防止を目的として、取締役会にて承認を得た者を委員長、社外有識者などを構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会の定期的開催を通じて必要な改善措置・全社的啓蒙策を講じる。コンプライアンス委員会は、取締役会に適宜状況報告を行う。

・グループコンプライアンス委員会を設置し、アイフルグループにおいて共通した認識のもと、統一されたコンプライアンス体制（教育・研修を含む。）を整備する。

・アイフルグループのコンプライアンスの実践状況や業務の適正性に関する内部監査を行うため、内部監査部門を設置し、内部監査の結果について、取締役会および監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。また、当社の内部監査部門は、必要に応じて、アイフルグループ各社の内部監査を実施する。

・法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、またはその恐れがある場合は直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する体制を整える。

・アイフルグループの法令・定款違反行為等の通報・相談窓口として各種ホットラインを設置し、社内規程の整備を図ることによって公益通報者保護法に即した通報制度の実効性を確保する。

・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求には一切応じず、毅然とした対応を行うための体制を整える。

②　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る文書およびその関連資料（電磁的記録を含む。）その他企業機密および個人情報を含む各種情報は、セキュリティおよび管理・保存に係る各種社内規程を定め、機密区分等に応じて取扱者を限定し、定められた保存場所および保存年限に従った管理・保存を行う体制を整える。
・各種情報の管理・保存の適切性を確保するため、取締役および使用人から定期的に機密保持に関する誓約書の提出を受けるとともに、内部監査部門によるモニタリングを定期的に行う体制を整える。

③　当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・企業の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、アイフルグループのトータルリスクマネジメント体制を整備するため、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置する。
・リスク管理委員会は、アイフルグループ各社から定期的にリスク情報の報告を受けて常時リスク把握を行い、対応の責任を持つ取締役に状況報告を行うとともに、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。
・緊急事態発生時の対策は、大規模自然災害・ＩＴ基幹システム障害等リスクの種類に応じてこれを定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。

④　当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会において、中期経営計画および単年度の経営計画を決定し、定期的（月次・四半期・半期・年間）にその進捗状況を確認する。
・取締役会の効率性および適正性を確保するため、取締役会の運営に関する社内規程を定める。
・執行役員制度を導入し、責任範囲と決裁手続を明確化して取締役の職務の効率性を確保する。
・当社子会社を管理する担当部署を置くとともに、当該部署が当社子会社と一定の重要事項について協議、情報交換等を行うことを通じて、当社子会社ひいてはアイフルグループ全体における経営の適正かつ効率的な運用に資するための体制を整える。

⑤　当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・アイフルグループの役員または管理職によって定期的に会議を開催し、情報交換を図るとともに、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有する。当社は、職務執行状況および財務状況等を定期的に当社に報告するよう各子会社に要請する。
・アイフルグループ各社における決裁に関する権限と責任等を明らかにする社内規程を定め、経営の重要な事項の決定等に関して、当社への承認申請または報告が行われる体制を整える。

⑥　当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・アイフルグループで統一された企業倫理の基本観を浸透させるため、アイフルグループ共通の経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針を定め、これを周知徹底する。また、アイフルグループ全体を通して統一的な業務運営を行うため、グループを統括する社内規程を制定する。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会の職務を補助すべき専属の機関として監査等委員会室を設置し、その独立性および実効性を確保するため、社内規程において、監査等委員会室に所属する使用人（以下「補助使用人」という。）は、その職務執行においては取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に服さないこと、補助使用人の人事評価・人事異動・制裁処分の決定においては監査等委員会の同意を要することなどを定める。
・監査等委員会の適正な職務の遂行を確保する為、監査等委員会の要請に応じて内部監査部門に補助業務を行わせる体制を整える。

⑧　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに当社子会社の取締役等・使用人および監査役が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他当社の監査等委員会への報告に関する体制、ならびに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・監査等委員会と当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに当社子会社の取締役等・使用人または監査役の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする各種会議に当社の監査等委員である取締役が出席し意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに当社子会社の取締役等・使用人または監査役が適切に対応できる体制を整える。
・当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに当社子会社の取締役等・使用人または監査役が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見し、またはその恐れがあると判断した場合、直ちに当社の監査等委員会に報告する体制、および報告をうけた部門が当社の監査等委員会に報告する体制を整える。
・財務報告に係る内部統制の状況や会計基準および内部監査部門の活動状況、その他当社子会社監査役の活動状況等を必要に応じて監査等委員会に報告する体制を整える。
・各部門が作成し担当部門に提出した稟議書および報告書等を監査等委員会が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。
・当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに当社子会社の取締役等・使用人または監査役は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

⑨　監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告および説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。
・内部監査部門と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
・監査等委員会が業務に関する説明または報告を求めた場合、取締役および使用人が迅速かつ適切に対応する体制を整える。
・監査等委員会による弁護士等の外部専門家の利用等、職務の執行に関し生ずる費用については、当社が負担する。
・当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　コンプライアンス体制

・コンプライアンス委員会を11回開催し、コンプライアンスプログラムを策定し、啓蒙・管理・検証を行い、取締役会に適宜状況報告を行っております。
　また、グループコンプライアンス委員会を２回開催し、進捗報告および情報共有を実施しております。
・内部監査部門は、当社グループの各部門の内部監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告すると共に、必要に応じて改善提案を実施しております。
・法令・定款・社内規程違反その他重要な事実を発見等した場合の報告ルールを定め、また内部通報窓口を設置、内部通報者への不利益な取扱を禁止する内部通報ルールを整備・周知し、発生予防および早期発見に努めております。
・反社会的勢力排除に関する基本方針を定めこれを公表すると共に、お客様を含む取引先への事前審査、事後検証を実施しております。

②　情報の保存および管理体制

・各種情報に関するセキュリティおよび管理・保存に係る社内規程に従った運用を行い、内部監査部門による定期的監査により適切性を検証しております。

③　リスク管理体制

・リスク管理委員会はアイフルグループ各社からリスク情報の報告を受けてこれを管理しております。また、昨今の事業状況の変化を踏まえ、全体的なリスクの再点検を実施しております。
・緊急事態発生時のコンティンジェンシープランおよびマニュアル等を定め、防災およびサイバーセキュリティーの訓練を実施することで不断の見直しを実施し、実効性の維持・確保に努めております。

④　効率的な職務執行体制

・取締役会の効率性および適切性を確保するため取締役会の運営に関する社内規程を定めて運用し、適宜見直しを行うこととしております。その他執行役員制度を導入することで監督と執行の分離により意思決定の効率化を図っております。また、取締役会は中期経営計画および単年度の経営計画を決定し、毎月報告会議において定期的に進捗状況を確認し管理しております。

⑤　グループ管理体制

・アイフルグループ共通の経営理念およびコンプライアンスに関する行動指針を定め、グループを統括する社内規程を定めると共に、法人管理部を当社子会社を管理する担当部門として一定の重要事項について協議、情報交換等を行っております。
・アイフルグループ全体会議および定期的な会議を開催し、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有しております。また、重要事項の決定に関して当社への承認申請等を受け、その他職務執行状況および財務状況等の報告を受けております。

⑥　監査体制

・監査等委員は、取締役会・経営会議その他重要な会議に出席し、取締役および執行役員等から業務執行の報告を受け、意思決定の過程や内容について監督を行っております。
・監査等委員は、代表取締役および内部監査部・経理部・コンプライアンス部・法人管理部と定期的に会合を持ち業務の執行状況を聴取しております。
・監査等委員会の職務を補助すべき機関として、取締役等の指揮命令から独立した監査等委員会室を設置し、補助使用人を配置しております。また、内部監査部に補助業務を行わせる体制および連携体制を確保し不正等の牽制および早期発見を行うための実効性を確保しております。
・監査等委員は定期的に会計監査人との会合を持ち、会計監査に関する報告を受け、監査状況を聴取しております。
・子会社監査について、監査等委員は子会社監査役等と定期的に会合を持ち情報交換を行うと共に、子会社の重要会議に出席し報告を受けております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、中長期的な利益成長を通じた株主還元や株主価値の極大化を目指しつつ、安定的な内部留保金を確保し、経営成績に応じた利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

しかしながら、利息返還請求による資金負担が未だ重く厳しい状況にあり、当事業年度ならびに次期の配当につきましては、誠に遺憾ではございますが無配とさせて頂きたく、株主の皆様におかれましては何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**536,021**	**流動負債**	**237,151**
現金及び預金	39,910	支払手形及び買掛金	12,209
営業貸付金	315,546	支払承諾	111,634
割賦売掛金	89,202	短期借入金	67,990
営業投資有価証券	546	１年内返済予定の長期借入金	22,318
支払承諾見返	111,634	未払法人税等	119
その他営業債権	5,767	賞与引当金	914
買取債権	2,854	ポイント引当金	3,380
繰延税金資産	485	割賦利益繰延	388
その他	13,267	その他	18,197
投資損失引当金	△5	**固定負債**	**226,112**
貸倒引当金	△43,188	社債	31,400
固定資産	**31,493**	長期借入金	127,351
有形固定資産	**17,690**	繰延税金負債	281
建物及び構築物	6,730	利息返還損失引当金	63,438
機械及び装置	126	その他	3,640
器具及び備品	1,415	**負債合計**	**463,263**
土地	8,907	（純資産の部）	
リース資産	437	**株主資本**	**103,609**
建設仮勘定	72	**資本金**	**143,415**
無形固定資産	**3,161**	**資本剰余金**	**13,914**
ソフトウエア	3,056	**利益剰余金**	**△50,609**
その他	104	**自己株式**	**△3,110**
投資その他の資産	**10,641**	**その他の包括利益累計額**	**△195**
投資有価証券	5,419	**その他有価証券評価差額金**	**△195**
破産更生債権等	31,946	**新株予約権**	**836**
敷金及び保証金	1,628		
その他	1,101		
貸倒引当金	△29,455	**純資産合計**	**104,250**
資産合計	**567,514**	**負債純資産合計**	**567,514**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
営業貸付金利息	44,255	
包括信用購入あっせん収益	14,591	
個別信用購入あっせん収益	115	
信用保証収益	12,491	
その他の金融収益	7	
その他の営業収益	16,246	87,708
営業費用		
金融費用	7,780	
売上原価	1,609	
その他の営業費用	71,641	81,032
営業利益		6,676
営業外収益		
不動産賃貸料	51	
その他	168	220
営業外費用		
その他	35	35
経常利益		6,860
税金等調整前当期純利益		6,860
法人税、住民税及び事業税	179	
法人税等調整額	△363	△183
当期純利益		7,044
親会社株主に帰属する当期純利益		7,044

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日　残高	143,401	164,469	△208,152	△3,110	96,608
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	13	13			27
親会社株主に帰属する当期純利益			7,044		7,044
欠損填補		△150,568	150,568		―
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△0	0	0
連結子会社による非連結子会社の合併に伴う増減			△70		△70
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					―
連結会計年度中の変動額合計	13	△150,555	157,542	0	7,001
平成28年３月31日　残高	143,415	13,914	△50,609	△3,110	103,609

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
平成27年４月１日　残高	128	128	738	97,475
連結会計年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				27
親会社株主に帰属する当期純利益				7,044
欠損填補				―
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
連結子会社による非連結子会社の合併に伴う増減				△70
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△324	△324	97	△226
連結会計年度中の変動額合計	△324	△324	97	6,774
平成28年３月31日　残高	△195	△195	836	104,250

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　4社

・主要な連結子会社の名称　ライフカード株式会社
ビジネクスト株式会社

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称等　すみしんライフカード株式会社
他８社

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社はいずれも小規模であり、それらの会社９社の合計の総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社９社及び関連会社１社はいずれも小規模であり、それらの会社10社の合計の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの　移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ．デリバティブ　時価法

ハ．買取債権　個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。
ただし、連結子会社は平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	２～62年
機械及び装置	４～17年
器具及び備品	２～20年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアにつきましては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法によっております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

営業貸付金等の債権の貸倒れに備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率等を勘案し必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．投資損失引当金

市場性のない有価証券に対する損失に備えるため、当該会社等の財政状態及び回収可能性を勘案し、必要額を計上しております。

ハ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ニ．ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイント利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

ホ．利息返還損失引当金

将来の利息返還金の発生に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ、最近の返還状況を考慮する等により、返還見込額を合理的に見積り計上しております。

④　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．営業貸付金利息	営業貸付金利息は発生基準により計上しております。なお、「営業貸付金」に係る未収利息につきましては、利息制限法利率又は約定利率のいずれか低い方により計上しております。
ロ．割賦販売に係る収益の計上基準	アドオン方式による顧客手数料及び加盟店手数料につきましては、契約時に一括して「割賦利益繰延」に計上し、請求期到来のつど収益計上しております。残債方式及びリボルビング方式による顧客手数料につきましては、請求期到来のつど収益計上しております。なお、アドオン方式による部門の収益の期間配分方法は７・８分法によっております。
ハ．信用保証収益	残債方式により収益計上しております。
ニ．借入金に対する利息の会計処理	借入金に対する利息につきましては、金融債権に対応する部分を「営業費用」（金融費用）とし、その他のものを「営業外費用」（その他）として処理しております。
ホ．重要なヘッジ会計の方法	
・ヘッジ会計の方法	金利キャップ取引について特例処理の要件を充たしているため、特例処理を採用しております。
・ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利キャップ取引 ヘッジ対象…変動金利の借入金
・ヘッジ方針	総調達に占める固定金利建て調達の比率を一定の割合に維持するものであります。
・ヘッジの有効性評価の方法	特例処理によっている金利キャップ取引につきましては、有効性の評価を省略しております。
ヘ．消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し、５年間で均等償却しております。
ト．連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

(5) 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下、「企業結合会計基準」といいます。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下、「連結会計基準」といいます。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下、「事業分離等会計基準」といいます。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び１株当たり情報に与える影響額はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びその対応する債務

① 担保に供している資産

営業貸付金	235,424百万円
割賦売掛金	79,517百万円
建物及び構築物	4,525百万円
機械及び装置	53百万円
土地	8,523百万円
計	328,045百万円

② 対応する債務

短期借入金	65,690百万円
１年内返済予定の長期借入金	18,829百万円
長期借入金	122,109百万円
計	206,629百万円

イ．当連結会計年度末における上記金額は、債権の流動化に係るもの（営業貸付金61,683百万円、長期借入金40,000百万円）を含んでおります。

ロ．営業貸付金及び割賦売掛金の金額の一部につきましては、債権譲渡登記時点の金額であります。

(2) 貸倒引当金（流動資産）には、営業貸付金に優先的に充当されると見込まれる利息返還見積額12,434百万円が含まれております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　22,767百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	483,506千株	288千株	―千株	483,794千株

（注）当連結会計年度増加株式数は、新株予約権の権利行使による増加であります。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、金融事業を主たる事業としており、消費者金融事業、不動産担保金融事業、事業者金融事業、信販事業、信用保証事業、債権管理回収事業などを行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行借入による間接調達のほか、社債による直接調達によって資金調達を行っております。このように、金利変動を伴う金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社ではデリバティブ取引も行っております。なお、デリバティブ取引を行う場合、原則として実需を伴う取引に限定しており、短期的な売買差益を獲得する目的のために単独デリバティブ取引を利用することは行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内の個人及び法人に対する営業貸付金及び割賦売掛金であり、いずれも顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。そのほか営業投資有価証券及び投資有価証券は、主に株式及び組合出資金であり、主に事業推進目的で保有しており、これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクを有しております。

借入金及び社債等の金融負債は、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利による資金調達も行っており、これらは金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、市場金利の変動リスク及びカウンターパーティーリスクを有しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスクの管理

当社グループは、当社の各種管理規程に従い信用リスクを管理しております。主な金融資産である営業貸付金及び割賦売掛金、支払承諾見返などについては、個別案件ごとに個人信用情報機関のデータと独自の与信システムに基づき与信審査を行い、限度額の変更、保証や担保の設定など与信管理に関する体制を整備し運営しております。また、有価証券の発行体の信用リスクについては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクについては、契約先を信用ある国内外の金融機関としており、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、これらのリスク管理は、各担当部門により評価・分析・対策検討が行われ、適宜、取締役会に報告されております。

ロ．市場リスクの管理

(ⅰ)金利リスク及び為替リスクの管理

当社グループは、取締役会直属機関であるリスク管理委員会にて承認を得て策定した「リスクマネジメントマニュアル」に基づき、金利リスクの管理をしております。これらのリスクに対して、担当部門である財務部から内部統制室に報告され、リスクの評価、対応策の適正性、及び妥当性を検証し、適宜、取締役会に報告されております。なお、金利の変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を利用しております。

(ⅱ)価格変動リスクの管理

当社グループで保有している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、担当部門において取引先の市場環境や財務状況などをモニタリング、対策検討が行われ、適宜、取締役会に報告されております。

なお、当社グループでは、トレーディングを目的とした金融商品は保有しておりません。

(ⅲ)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、当社の各種管理規程に従いリスクを管理しております。

担当部門において取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理を適切に行い、経理部に報告するといった内部牽制を行っております。

(ⅳ)市場リスクに係る定量的情報

当社グループは定量的分析を行っておりません。

(金利リスク)

当社グループにおいて、主要なリスク変数である金利の変動により時価が変動する主たる金融商品は、営業貸付金、割賦売掛金、借入金、社債であります。

なお、市場金利による時価算定科目において、連結会計年度末の市場金利が１ベーシス・ポイント（0.01%）変化した場合の当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）への想定影響額は、円金利が１ベーシス・ポイント（0.01%）上昇したものと想定した場合には、金利変動の影響を受ける金融商品の現在価値額は44百万円減少し、１ベーシス・ポイント（0.01%）下落したものと想定した場合は、44百万円増加するものと把握しております。ただし、影響額を試算するにあたっては、市場金利以外のリスク変数に変化がないことを前提としております。

ハ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは下表には含めておりません（(注)２．参照のこと。）

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	39,910	39,910	―
(2) 営業貸付金	315,546		
貸倒引当金及び利息返還損失引当金(*1)	△32,057		
	283,489	336,411	52,922
(3) 割賦売掛金	89,202		
割賦利益繰延(*2)	△336		
貸倒引当金(*3)	△3,970		
	84,895	86,185	1,290
(4) 営業投資有価証券及び投資有価証券(関連会社株式含む)	1,592	3,153	1,561
(5) 破産更生債権等	31,946		
貸倒引当金(*3)	△29,350		
	2,596	2,596	―
資産計	412,484	468,258	55,774
(1) 短期借入金	67,990	67,990	―
(2) 社債	31,400	31,400	―
(3) 長期借入金	149,670	149,814	143
負債計	249,060	249,204	143
デリバティブ取引(*4)			
①ヘッジ会計が適用されているもの	―	―	―
②ヘッジ会計が適用されていないもの	―	―	―
デリバティブ取引計	―	―	―

(*1) 営業貸付金に対する貸倒引当金、利息返還損失引当金のうち営業貸付金に優先的に充当すると見込まれる利息返還見積額を控除しております。

(*2) 割賦売掛金に係る割賦利益繰延（負債勘定）を控除しております。

(*3) 割賦売掛金及び破産更生債権等、それぞれに対応する貸倒引当金を控除しております。

(*4) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注)1.　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金

預金は、全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 営業貸付金

営業貸付金の時価の算定は、回収可能性を反映した元利金の受取見込額から回収費用見込額を控除した額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 割賦売掛金

割賦売掛金のうち包括信用購入あっせんは、翌月一回払いの取引が大半であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、個別信用購入あっせんの時価は、回収可能性を反映した元本及び手数料の受取見込額から回収費用見込額を控除した額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 営業投資有価証券及び投資有価証券（関連会社株式含む）

これらの時価について、株式及び債券は取引所の価格によっております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって算定しております。

負　債

(1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債

時価を算定しているもののうち、市場価格があるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 長期借入金

時価を算定しているもののうち、１年内に決済される借入金の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。その他の借入金の内、固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利及び信用リスクを反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
営業投資有価証券及び投資有価証券(*)	
(1) 非上場株式	2,985
(2) 投資事業有限責任組合等への出資	1,388
合計	4,374

これらについては、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(4)営業投資有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

(*) 非上場株式等は市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	39,910	―	―
営業貸付金	126,600	173,910	15,035
割賦売掛金	86,345	2,856	―
合計	252,856	176,767	15,035

破産更生債権等、償還予定額が見込めない31,946百万円は含めておりません。

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定

区分	１年以内 （百万円）	１年超 ２年以内 （百万円）	２年超 ３年以内 （百万円）	３年超 ４年以内 （百万円）	４年超 ５年以内 （百万円）	５年超 （百万円）
社債	―	2,600	―	―	28,800	―
ファイナンス・リース債務	121	121	121	106	0	―
長期借入金	22,318	20,010	20,057	27,640	53,869	5,774
合計	22,440	22,731	20,179	27,747	82,669	5,774

5. 賃貸等不動産に関する注記

金額的重要性がないため、記載を省略しております。

6. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　214円16銭

(2) １株当たり当期純利益金額　14円59銭

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**352,039**	**流動負債**	**119,385**
現金及び預金	26,569	支払承諾	90,456
営業貸付金	256,920	短期借入金	2,300
割賦売掛金	1,194	１年内返済予定の長期借入金	14,927
支払承諾見返	90,456	リース債務	121
その他営業債権	5,136	未払金	8,806
前払費用	187	未払費用	1,293
未収収益	2,040	未払法人税等	104
その他	4,084	賞与引当金	883
貸倒引当金	△34,549	割賦利益繰延	20
固定資産	**55,100**	資産除去債務	3
有形固定資産	**13,614**	その他	467
建物	5,193	**固定負債**	**208,871**
構築物	300	社債	31,400
機械及び装置	20	長期借入金	113,290
器具備品	772	関係会社長期借入金	2,800
土地	6,817	リース債務	350
リース資産	437	繰延税金負債	206
建設仮勘定	72	利息返還損失引当金	58,000
無形固定資産	**774**	資産除去債務	1,939
ソフトウエア	747	その他	883
その他	26	**負債合計**	**328,256**
投資その他の資産	**40,711**	（純資産の部）	
投資有価証券	1,268	**株主資本**	**78,422**
関係会社株式	28,067	**資本金**	**143,415**
関係会社長期貸付金	7,021	**資本剰余金**	**13**
破産更生債権等	31,581	資本準備金	13
長期前払費用	193	**利益剰余金**	**△61,896**
敷金及び保証金	1,467	その他利益剰余金	△61,896
その他	233	繰越利益剰余金	△61,896
貸倒引当金	△29,122	**自己株式**	**△3,110**
		評価・換算差額等	**△374**
		その他有価証券評価差額金	**△374**
		新株予約権	**836**
		純資産合計	**78,883**
資産合計	**407,139**	**負債純資産合計**	**407,139**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
営業貸付金利息	36,856	
その他の金融収益	6	
その他の営業収益	18,257	55,120
営業費用		
金融費用	6,290	
その他の営業費用	45,129	51,420
営業利益		3,700
営業外収益		
貸付金利息	917	
業務受託料	203	
その他	222	1,343
営業外費用		
その他	31	31
経常利益		5,012
税引前当期純利益		5,012
法人税、住民税及び事業税	△249	
法人税等調整額	△18	△268
当期純利益		5,281

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成27年４月１日　残高	143,401	150,310	258	150,568	1,566	102,230	△321,542	△217,745	△3,110	73,114
事業年度中の変動額										
新株の発行（新株予約権の行使）	13	13		13						27
当期純利益							5,281	5,281		5,281
準備金から剰余金への振替		△150,310	150,310							―
欠損填補			△150,568	△150,568	△1,566	△102,230	254,365	150,568		―
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分							△0	△0	0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										―
事業年度中の変動額合計	13	△150,296	△258	△150,555	△1,566	△102,230	259,646	155,849	0	5,308
平成28年３月31日　残高	143,415	13	―	13	―	―	△61,896	△61,896	△3,110	78,422

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成27年４月１日　残高	△130	△130	738	73,722
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				27
当期純利益				5,281
準備金から剰余金への振替				―
欠損填補				―
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△244	△244	97	△146
事業年度中の変動額合計	△244	△244	97	5,161
平成28年３月31日　残高	△374	△374	836	78,883

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関係会社株式　移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの　移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ デリバティブ　時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	２年～50年
機械及び装置	15年
器具備品	３年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアにつきましては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産　自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	営業貸付金等の債権の貸倒れに備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率等を勘案し必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
③ 利息返還損失引当金	将来の利息返還金の発生に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ、最近の返還状況を考慮する等により、返還見込額を合理的に見積り計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 営業貸付金利息	営業貸付金利息は発生基準により計上しております。なお、「営業貸付金」に係る未収利息につきましては、利息制限法利率又は約定利率のいずれか低い方により計上しております。
② 割賦販売に係る収益の計上基準	アドオン方式による顧客手数料及び加盟店手数料につきましては、契約時に一括して「割賦利益繰延」に計上し、請求期到来のつど収益計上しております。残債方式及びリボルビング方式による顧客手数料につきましては、請求期到来のつど収益計上しております。なお、アドオン方式による部門の収益の期間配分方法は７・８分法によっております。
③ 信用保証収益	残債方式により収益計上しております。
④ 借入金に対する利息の会計処理	借入金に対する利息につきましては、金融債権に対応する部分を「営業費用」（金融費用）とし、その他のものを「営業外費用」（その他）として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法	金利キャップ取引について特例処理の要件を充たしているため、特例処理を採用しております。
・ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利キャップ取引 ヘッジ対象…変動金利の借入金
・ヘッジ方針	総調達に占める固定金利建て調達の比率を一定の割合に維持するものであります。
・ヘッジの有効性評価の方法	特例処理によっている金利キャップ取引につきましては、有効性の評価を省略しております。
② 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し、５年間で均等償却しております。
③ 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下、「企業結合会計基準」といいます。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下、「事業分離等会計基準」といいます。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類及び１株当たり情報に与える影響額はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びその対応する債務

① 担保に供している資産

営業貸付金	192,520百万円
割賦売掛金	78百万円
建物	3,368百万円
土地	6,433百万円
計	202,401百万円

② 対応する債務

１年内返済予定の長期借入金	12,369百万円
長期借入金	110,034百万円
計	122,404百万円

イ．当事業年度末における上記金額は、債権の流動化に係るもの（営業貸付金61,683百万円、長期借入金40,000百万円）を含んでおります。

ロ．上記の資産のうち、営業貸付金194百万円及び割賦売掛金78百万円をライフカード株式会社の借入金の担保として差入れております。

(2) 貸倒引当金（流動資産）には、営業貸付金に優先的に充当されると見込まれる利息返還見積額12,434百万円が含まれております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 12,023百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	622百万円
② 長期金銭債権	7,021百万円
③ 短期金銭債務	86百万円
④ 長期金銭債務	2,810百万円

(5) 取締役に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債務	37百万円
② 長期金銭債務	863百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高　3,550百万円

② 営業取引以外の取引高　1,223百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	916千株	0千株	0千株	916千株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、利息返還損失引当金の否認、貸倒引当金繰入限度超過額、繰越欠損金等であり、全額評価性引当額を計上しております。また、繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対応する除去費用であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ライフカード株式会社	100	信販事業・信用保証事業	直接 100.0	6名	業務委託	資金の貸付(注)1	117,000	関係会社長期貸付金	—
							利息の受取(注)1	657	—	—
							担保の提供(注)2	47,690	—	—
							担保提供料の受取(注)2	1	—	—
							担保の受入(注)3	75	—	—
							担保提供料の支払(注)3	2	—	—
	ビジネクスト株式会社	100	事業者金融事業	間接 100.0	1名	債務保証	資金の借入(注)1	9,844	関係会社長期借入金	2,800
							代位弁済の額(注)4	1,758	支払承諾見返	26,232
							保証料の受取(注)4	2,843	支払承諾	26,232
	ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社(注)5	10	ベンチャーキャピタル事業	直接 100.0	1名	資金援助	資金の貸付(注)1	221	関係会社長期貸付金	5,438
							利息の受取(注)1	202	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 資金の貸付及び借入の利率につきましては、市場金利及び当社における調達金利等を勘案し合理的に決定しており、貸付並びに借入条件は、期間１年の極度額方式によっております。また、担保の提供はありません。

2. ライフカード株式会社の借入金に対して、当社の営業貸付金及び割賦売掛金を担保提供しており、取引金額は期末時点の債務残高であります。担保提供料については、一般的な取引条件と同様に決定しております。

3. 当社借入金に対して、ライフカード株式会社の営業貸付金・割賦売掛金の担保提供を受けており、取引金額は期末時点の債務残高であります。担保提供料については、一般的な取引条件と同様に決定しております。

4. ビジネクスト株式会社が信託譲渡した事業者ローンに対し当社が保証を行っております。なお、取引条件については、交渉の上決定しております。

5. 平成28年４月１日付でニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社は、ＡＧキャピタル株式会社へ商号を変更しております。

8. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　161円63銭

(2) １株当たり当期純利益金額　10円94銭

9. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

アイフル株式会社
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　尾　仲　伸　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　淵　貴　史　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイフル株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイフル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

アイフル株式会社
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　尾　仲　伸　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　淵　貴　史　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイフル株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

平成２８年５月１３日

アイフル株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　　日　高　正　信　㊞

常勤監査等委員　　小　　林　　稔　㊞

監査等委員　　鈴　木　治　一　㊞

当監査等委員会は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第３９期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注)　常勤監査等委員 日高正信 及び 監査等委員 鈴木治一 は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員であるものを除く）８名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）８名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く）８名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	ふくだよしたか 福田吉孝 （昭和22年10月14日生）	昭和42年４月　松原産業設立 昭和51年２月　株式会社大朝　代表取締役社長 昭和57年５月　合併により当社代表取締役社長 平成19年４月　当社代表取締役社長リスク管理委員会委員長 平成19年６月　当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長 平成23年６月　ライフカード株式会社　代表取締役会長（現任） 平成26年４月　当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部担当（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ・ライフカード株式会社　代表取締役会長	3,207,899株
	【取締役候補者とした理由】 上記略歴、地位および担当のとおり、当社の創業者であり、当社およびライフカード株式会社の代表取締役として、経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、また、当社の経営に関して豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役として、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	さとうまさゆき 佐藤正之 （昭和32年９月９日生）	平成８年２月　当社経営企画部長 平成11年４月　当社営業本部副本部長兼推進部長 平成11年６月　当社取締役営業本部副本部長兼推進部長 平成12年４月　当社取締役営業本部副本部長兼信販事業部担当 平成12年10月　当社取締役信販事業部担当 平成13年４月　当社取締役 平成17年４月　当社取締役マーケティング部担当 平成18年４月　当社取締役 平成20年４月　当社取締役執行役員事業開発部担当 平成20年６月　当社取締役常務執行役員事業開発部担当 平成22年４月　当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼人事部担当 平成22年６月　賃貸あんしん保証株式会社（現　あんしん保証株式会社）取締役（現任） 平成23年４月　当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼人事部担当兼人事部長 平成23年６月　当社取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部担当兼人事部長 平成23年７月　当社取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部担当 平成25年４月　ビジネクスト株式会社　代表取締役社長 平成26年６月　当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部担当 平成28年４月　当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部管掌（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ・あんしん保証株式会社　取締役	144,913株
	【取締役候補者とした理由】 上記略歴、地位および担当のとおり、取締役として長年にわたって当社の経営に関与し、また、当社の経営企画本部長として企業戦略および国内外グループ会社の取締役を歴任するなど、当社の事業全般に関して豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役として、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	おいしかずみつ 尾石和光 （昭和30年９月９日生）	平成８年４月　当社審査部長 平成10年４月　当社営業本部近畿支社長 平成12年10月　当社人事本部人事部付部長 平成13年６月　当社取締役 平成17年４月　当社取締役営業本部長 平成19年６月　当社執行役員営業本部長 平成23年６月　当社常務執行役員営業本部長 平成24年６月　当社取締役常務執行役員営業本部長 平成27年４月　当社取締役常務執行役員管理本部長兼保証事業１部兼保証事業２部担当 平成27年４月　アストライ債権回収株式会社　代表取締役社長 平成28年４月　当社取締役常務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼管理本部長兼経理本部長兼情報システム開発部兼情報システム運用部兼コンプライアンス部兼総務部兼与信総括部管掌（現任）	102,146株
	【取締役候補者とした理由】 上記略歴、地位および担当のとおり、当社の事業全般に関して、豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役として、選任をお願いするものであります。		
4	なかがわつぐお 中川次夫 （昭和33年１月15日生）	平成８年２月　当社広報部長 平成10年10月　当社東日本支社長 平成14年10月　当社管理部長 平成17年４月　当社審査部長 平成18年４月　当社人事本部人事部付部長 平成18年６月　当社取締役検査部兼審査部担当 平成19年４月　当社取締役管理本部長 平成19年６月　当社執行役員管理本部長 平成23年６月　当社常務執行役員管理本部長 平成24年６月　当社取締役常務執行役員管理本部長 平成26年４月　アストライ債権回収株式会社　代表取締役社長 平成27年４月　当社取締役常務執行役員営業本部長 平成28年４月　当社取締役常務執行役員営業本部長兼マーケティング部管掌（現任）	114,198株
	【取締役候補者とした理由】 上記略歴、地位および担当のとおり、当社の事業全般に関して、豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役として、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	ふくだみつひで 福田光秀 （昭和55年６月16日生）	平成15年４月　大和証券株式会社　入社 平成21年４月　株式会社ＯＧＩキャピタル・パートナーズ　入社 平成23年６月　当社執行役員法人管理部担当 平成24年６月　当社取締役執行役員法人管理部担当 平成26年４月　当社取締役執行役員 平成26年４月　ビジネクスト株式会社　代表取締役社長（現任） 平成26年６月　当社取締役常務執行役員 平成28年４月　当社取締役常務執行役員保証事業１部兼保証事業２部担当（現任） 平成28年４月　アストライ債権回収株式会社　代表取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ・アストライ債権回収株式会社　代表取締役社長 ・ビジネクスト株式会社　代表取締役社長	62,157,803株
	【取締役候補者とした理由】 上記略歴、地位および担当のとおり、他業種で培った幅広い業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役として、選任をお願いするものであります。		
6	たなかよしあき 田中善明 （昭和34年９月19日生）	昭和58年４月　住友信託銀行株式会社（現　三井住友信託銀行株式会社）入社 平成18年９月　同社東京営業第六部長 平成19年６月　同社札幌支店長 平成21年５月　同社東京営業第五部長 平成24年４月　同社本店営業第六部長 平成27年４月　当社執行役員経営企画部担当兼経営企画部長 平成27年６月　当社取締役執行役員経営企画部担当兼経営企画部長（現任）	1,822株
	【取締役候補者とした理由】 上記略歴、地位および担当のとおり、金融機関において培った豊富な業務経験と知見を有し、当社に活かすことを期待できることから、引き続き取締役として、選任をお願いするものであります。		
7	うえむらひろし 植村浩至 （昭和36年５月16日生）	昭和60年４月　株式会社日本債券信用銀行（現　株式会社あおぞら銀行）入行 平成17年９月　同行事業法人営業第一部営業第十一グループシニアリレーションマネージャー兼事業法人営業第一部札幌支店営業第一課シニアリレーションマネージャー 平成19年10月　同行事業法人営業第一部営業第十一グループシニアリレーションマネージャー 平成21年４月　同行融資部担当部長 平成22年８月　同行融資部長 平成27年４月　当社執行役員財務部担当 平成27年６月　当社取締役執行役員財務部担当 平成28年４月　当社取締役執行役員財務部管掌（現任）	2,110株
	【取締役候補者とした理由】 上記略歴、地位および担当のとおり、金融機関において培った豊富な業務経験と知見を有し、当社に活かすことを期待できることから、引き続き取締役として、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
8	※ ますいけいじ 増井啓司 （昭和38年３月24日生）	平成14年10月　当社財務部長代理 平成17年４月　当社近畿営業部長 平成19年７月　当社営業企画推進部長 平成22年１月　当社法人管理部長 平成26年４月　当社執行役員（現任）	47,405株
	【取締役候補者とした理由】 上記略歴、地位および担当のとおり、営業部門、財務部門等に携わるなど、豊富な業務経験と知見を有しており、その幅広い職務経験や知見を今後は取締役として経営に活かすため、取締役として、選任をお願いするものであります。		

（注）1. 候補者福田吉孝氏は、ライフカード株式会社の代表取締役会長を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
2. 候補者佐藤正之氏は、あんしん保証株式会社の取締役を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
3. 候補者福田光秀氏は、アストライ債権回収株式会社の代表取締役社長およびビジネクスト株式会社の代表取締役社長を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
4. 他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 各候補者の所有する当社の株式数には、アイフル役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
6. ※は新任の取締役候補者であります。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役小林稔氏が辞任いたしますので、新たに監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
※ しまむらみのる 島　村　稔 （昭和33年５月27日生）	平成18年４月　当社法人管理部長 平成19年４月　当社マーケティング部長 平成22年１月　当社管理推進部長 平成24年10月　当社管理推進部長兼担保管理部長 平成26年４月　当社人事部長 平成28年４月　当社監査等委員会室長（現任） 平成28年４月　ライフカード株式会社　監査役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ・ライフカード株式会社　監査役	14,832株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 上記略歴、地位および担当のとおり、管理部門、人事部門等に携わるなど、豊富な業務経験と知見を有しており、その幅広い職務経験や知見を今後は監査に活かすため、監査等委員である取締役候補者に選任をお願いするものであります。		

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社の株式数には、アイフル社員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
3. ※は新任の取締役候補者であります。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
いまだ　さとる 今　田　達 （昭和17年７月26日生）	昭和41年４月　株式会社図書印刷同朋舎　入社 昭和45年４月　同社常務取締役 昭和47年７月　株式会社京都エデイター設立　代表取締役社長 昭和48年４月　株式会社図書印刷同朋舎　代表取締役 平成15年８月　株式会社同朋舎メディアプラン　取締役 平成22年５月　株式会社エディターシップ　代表取締役 平成23年２月　株式会社同朋舎メディアプラン　代表取締役 平成26年５月　一般社団法人仏教検定協会　専務理事事務局長（現任）	0株

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者の選任理由について
候補者は、監査等委員である取締役に就任した場合、長年にわたり会社経営を行うことを通じて培ってこられた豊富な経験と見識を活かし、当社の監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して、選任をお願いするものであります。
4. 候補者が監査等委員である取締役に就任された場合、当社定款第28条第２項に基づき、当社は候補者との間で、会社法第423条第１項の規定により、当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1)インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2)議決権の行使期限は、平成28年６月27日（月曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3)書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4)議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1)パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2)パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1)パソコン用サイトによる場合

ア．画面の解像度が　横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a)．ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b)．PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader® または、 Ver.6.0 以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ．ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2)携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL（Secure Socket Layer）暗号化通信が可能である機種であること。

①iモード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ

※iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行部ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］ 0120(652)031（受付時間　9:00～21:00）

(2)その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ァ．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター
［電話］ 0120(782)031 （受付時間　9:00～17:00土日休日を除く）

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

〈メ　モ　欄〉

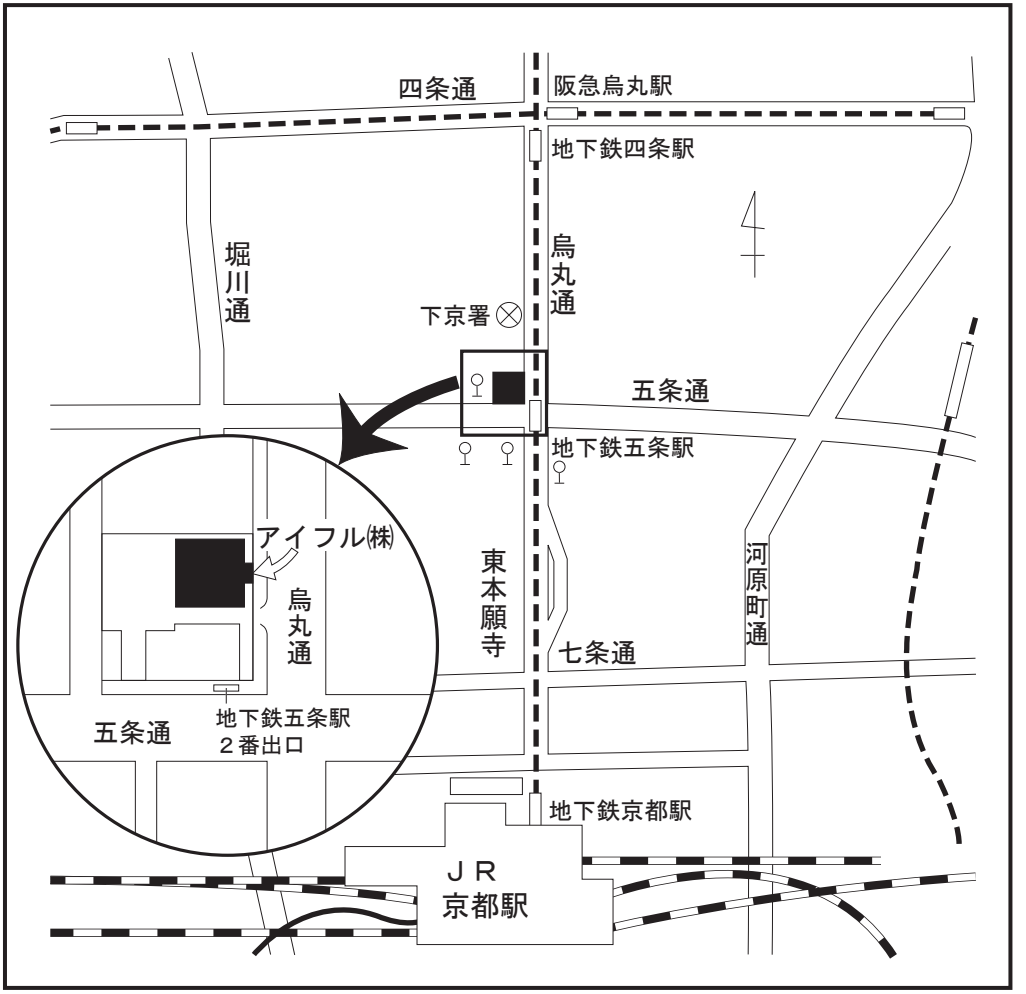
〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図



交 通
- ＪＲ京都駅より、地下鉄烏丸線「京都」→「五条」約２分
- 阪急烏丸駅より、地下鉄烏丸線「四条」→「五条」約１分
- 地下鉄烏丸線「五条」２番出口より徒歩約１分
  バス「烏丸五条」より徒歩約１分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。